

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、下記のとおり施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1 都市計画道路事業

施 行 者	種類及び名称	事業施行地域
栃木県	足利佐野都市計画道路事業 3・5・106号 7丁目大前線	栃木県足利市五十部町字中堀、字中山 及び字内郷並びに山下町字向山、字山王 及び字平石地内

案内図



2 土地建物等の有償譲渡について

- (1)令和7年 3月22日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、次の事項を施行者に届けなければなりません。
- (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額）
 - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
- (二) その他事項
（届出書の提出先は、栃木県安足土木事務所用地部）
- (2)(1)の届出書を提出した後30 日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3)この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡してできません。
- (4)この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

【お問い合わせ先】

〒326-8555
栃木県足利市伊勢町4-19
栃木県安足土木事務所用地部 TEL 0284-41-4110

令和7年 3月11日 栃木県知事